

令和 7 年度 第 1 2 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和8年3月12日(木) 午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市役所 東館203会議室

出席委員 (29人)

1 番 鈴 木 誠 之 君	
3 番 勝間田 安 彦 君	4 番 長 田 薫 君
5 番 勝間田 公 博 君	6 番 瀬 戸 孝 雄 君
7 番 福 島 初 代 君	8 番 小宮山 勉 君
9 番 勝間田 美保子 君	10 番 勝間田 太 住 君
11 番 長 田 守 正 君	12 番 勝 又 治 彦 君
13 番 林 忍 君	14 番 鈴 木 洋一郎 君
	16 番 横 山 廣 君
17 番 勝 又 博 之 君	18 番 内 田 奨 君
19 番 小 澤 勤 君	20 番 土 屋 壯 一 君
21 番 宇田川 秀 一 君	22 番 渡 邊 一 雄 君
23 番 瀬 戸 朝 光 君	24 番 長 田 光 正 君
25 番 根 上 誠 一 君	26 番 岩 田 勉 君
27 番 芹 澤 泉 君	28 番 中 村 善 彦 君
29 番 高 田 哲 夫 君	30 番 芹 澤 裕 治 君
31 番 齋 藤 浩 也 君	

欠席委員 (2人)

2 番 土 屋 昌 彦 君	15 番 長 田 正 之 君
---------------	----------------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第43号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第45号 農業用施設証明願の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第46号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

会議の概要

事務局長	ただ今から令和7年度第12回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
会長	--会長挨拶--
事務局長	ありがとうございました。 はじめに諸般の報告をさせていただきます。本日、2番土屋昌彦委員、15番長田正之委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めさせていただきます。 会長よろしく願いいたします。
会長	これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。
会長	日程3 議事録署名人の指名ですが、5番勝間田公博委員、6番瀬戸孝雄委員よろしく願います。
会長	日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
会長	日程5 農地法に関する報告に入ります。 報第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報第19号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和8年3月12日報告。今月の5条の届出は2件です。 (番号1～2について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
会長	日程6 農地法に関する議案に入ります。なお、本日程につきましては、営農型太陽光発電事業に係る申請案件が上程されております。これに伴い、議事の円滑な審議のた

め先に事業計画変更申請書と農地法第5条許可申請について審議いたします。

つきましては、農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事日程の順序を変更し、議案第43号および議案第44号を先に審議し、その後に議案第42号を審議いたします。

それでは、議案第43号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について事務局から説明を求めます。

事務局

議案の説明に入る前に、前回の総会以降に■■■の営農型太陽光の関係で、動きがありましたので、ご報告させていただきます。

お配りした資料「営農型資料1」ご用意ください。

(資料説明)

議案書4ページをお願いします。

議案第43号 次のとおり、事業計画変更申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和8年3月12日提出。今回の事業計画変更申請につきましては、令和5年3月に農地の一時転用許可を受けている営農型太陽光発電施設において、発電事業者と栽培作目の変更が生じたため、提出されたものであります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 0.338 m²

計画変更を必要とする理由は、転用事業者は、一時転用により設置した営農型発電施設の譲渡及び発電事業の継承とともに、栽培作目を変更するため、申請をするものです。

転用内容は、一時転用による営農型太陽光発電施設の設置となり、変更内容につきましては、発電事業者の変更および栽培作目がお茶から桑茶の原料となるハヤテサカリという品種に変更となります。なお、下部の農地については、令和5年3月に■■■が農地法第3条で農地を借り受けておりまして、引き続き耕作を行う予定です。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 0.144 m²

計画変更を必要とする理由は、整理番号1と同じになりますが、転用事業者は、一時転用により設置した営農型発電施設の譲渡及び発電事業の継承とともに、栽培作目を変更するため、申請をするものです。

転用内容は、一時転用による営農型太陽光発電施設の設置となり、変更内容につきましては、発電事業者の変更および栽培作目が、お茶から桑茶用の桑に変更となります。なお、下部の農地につきましては、こちらも■■■が引き続き耕作を行う予定となります。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 0.491 m²

計画変更を必要とする理由は、こちらも同様となりますが、転用事業者は、一時転用により設置した営農型発電施設の譲渡及び発電事業の継承とともに、栽培作目を変更するため、申請をするものです。

転用内容は、一時転用による営農型太陽光発電施設の設置となり、変更内容につきましては、発電事業者の変更および栽培作目が、お茶から桑茶用の桑に変更となります。

下部の農地につきましては、こちらも■■■が引き続き耕作を行う予定となります。

ここで、今回の事業計画変更申請の審査基準について簡単にご説明させていただきます。今回お配りした資料「営農型資料2」をご用意ください。

(資料説明)

次に「営農型資料3」をご用意ください。

(資料説明)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、番号1から3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員 調査日は令和8年3月6日です。転用事業者3名（番号1の1名と番号2・3の2名）に現地で話をききました。事業承継者は、遠方のため電話で話をしました。全て、番号2・3の転用事業者にまかせてあるという表現がありました。

調査についての中身ですが、設置当初の開発に対しては、理由書がありますように、市の指導、土地利用委員会に基づいて進められたものであって、問題なかったものと思います。

本申請に関しましては、理由書にあります「多岐にわたり支障が出る」との理由がありますが、主には年に一度の営農報告書、継続手続きと思われます。このような理由では、実際本来の事業計画に対する理由には値しないではないかと思われ、変更は見直しが必要かと思いました。ただ、今回変更が認められないということになりますと、3条、5条と続けて申請があるわけですが、土地の所有者に対する地代の未払い等があつては、まずいのではないかなと思いました。

以上でございます。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 午前中、現地を見させていただきました。つい最近取って付けたように、草刈をした後に桑を植えている状況を見ますと、今後一時転用の許可期間を令和18年、10年間と考えていますが、耕作計画の中で、約2年で収穫ができる計画を踏まえまして、3年の期間で承認した後に、3年後にどうなっているのかを見るという考え方は、いかがかなという意見でございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。
その他ご意見はございますか。

委員 一時転用で例えばこれが終了した場合、通常、原状回復は、継承者個人の方になりま

すが、事業者ではなく、資金は十分なのでしょうか？

事務局

今回、事業承継者が変更申請と農地転用を新たにするにあたって、撤去費用を払える資力があるかどうか、確認をしております。それによると撤去費用としては、それぞれの場所ごとに、100万円かかるとの報告になっています。それに対して、3者から通帳の写しの提出がありまして、自己資金は確保されているのを確認しています。

以上です。

会長

ありがとうございます。

その他ご意見はございますか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

許可期間を3年とする条件をつけてとの意見がありましたので、本案について条件付きの許可に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、許可期間3年間とする条件付きで原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第44号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和8年3月12日提出。今月の5条許可申請は4件です。

整理番号1から3につきましては、先ほどの議案第43号で説明した営農型太陽光に係る許可申請になります。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 0.338 m²

転用内容は、賃貸借権の設定による営農型太陽光発電施設の設置となり、太陽光パネルの支柱設置されている部分について10年間の一時転用を行うものです。なお、当該施設については、令和5年3月13日から3年間の一時転用許可を受け、設置されたものでありますが、令和8年3月12日、本日許可期間がきれることから、発電施設の設置を継続するということで、更新の申請に及んだものでございます。

なお、下部の農地については、先ほども説明したとおり、令和5年3月に■■■が農地法第3条で農地を借り受けておりまして、引き続き耕作を行う予定です。作目につきましては、桑茶の原料となるハヤテサカリという品種の桑を作付けしております。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 0.144 m²

転用内容は、整理番号1と同様になりますが、賃貸借権の設定による営農型太陽光発電施設となり、太陽光パネルの支柱部分について、10年間の一時転用を行いたいという申請です。

なお、当該施設については、こちらも令和5年3月13日から3年間の一時転用許可を受け令和8年3月12日に許可期間がきれることから、発電施設の設置を継続するため、更新の申請に及んだものであります。

下部の農地につきましては、■■■が耕作を行う予定で桑を作付けしております。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 0.491 m²

転用内容は、同様ですが賃貸借権の設定による営農型太陽光発電施設の設置となりまして、太陽光パネルの支柱部分について、10年間の一時転用を行いたいという申請です。

なお、当該施設については、こちらも令和5年3月13日から3年間の一時転用許可を受け令和8年3月12日に許可期間がきれるため、設置を継続するため、更新の申請に及んだものとなります。

下部の農地につきましては、■■■が耕作をし、こちらも桑を作付けする予定です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）畑 147 m²

転用内容は、売買による専用住宅2棟の建設となります。こちらは建売住宅となります。隣接する宅地部分がございます、こちらの土地も一体で活用して、所要面積445.60 m²という計画になっております。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満であるため、第2種農地に区分されます。

以上、説明となります。

会長

続きまして、番号1から3について担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

1、2番につきましては、譲渡人の自宅に訪問しまして、内容を聞かせていただきました。譲受人につきましては、3月3日に電話にて話をさせていただきました。継続事業であり、先ほどもありましたが、3年間の継続でやむを得ないと思います。

3番につきましては、譲渡人とは、3月3日に自宅に伺いまして、内容について話をさせていただきました、説明を受けました。

3番につきましても、1、2番同様で継続事業であり、やむを得ないと思います。

以上でございます。

会長

次に整理番号4について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和8年3月1日です。譲渡人は現地で対応しました。譲受人は電話にて対

応しました。

申請内容については、本人が申請したものであり、内容に間違いはないということでした。

資金に関しては、会社の資金で対応したいとのことです。

ここで問題なのが、ここは市街化調整区域で、都市計画法第34条11号、小規模開発の申請等が必要であるということです。これについては、農政課の指導もありまして、3月上旬には許可される見込みという話です。

転用面積については、概ね適当であると思います。

造成が2ヶ月、建築にあたっては、4ヶ月ぐらい期間がかかりますが、近隣等に対してのトラブル等が生じた場合には、自己責任をもって対応したいとのことでありました。

以上で報告終わります。

会長 都市計画法の3月上旬の許可とは、どのような内容ですか。

事務局 都市計画法の事前協議を事業者で行っておりまして、その回答があったのが、3月上旬になります。事前相談表の写しが、その後農業委員会に提出されました。内容は、市街化調整区域での小規模開発、建物が建てられる要件がある見込みですという回答でした。今後、都市計画課と開発許可手続きをすすめて、農地転用の許可と開発許可を同日付で出すということになります。

以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 番号1から3の案件は申請書では許可日から10年の申請となっていますが、先ほどに準じて3年という形になると思います。

期限を令和11年3月11日と明記した許可条件での採決にさせていただきたいと思っています。

会長 番号1から3の案件について条件付きの採決に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、許可期限3年と条件とした上での決定いたします。

会長 次に整理番号4の案件を採決します。本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第42号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書の決定について

を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

議案第42号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和8年3月12日提出。今月の3条許可申請件数は5件です。

議案の前に先ほどお配りした、資料5をご覧ください。

こちらは、令和5年3月農業委員会総会にて許可しました、区分地上権の許可取り消し願いになります。今回整理番号1、2、3の申請に当たり許可取り消し願いが提出されました。取り消し理由は、事業承継のためとなっております。こちらは届出により、処理するため、議決は必要としないので、ご了承ください。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 434.71 m²

譲受人は太陽光発電のための太陽光パネルを設置するために、譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号1は、議案第44号整理番号1で条件付き許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定を同様と考えます。

番号2（議案書の内容読み上げ）畑 195.92 m²

譲受人は太陽光発電のための太陽光パネルを設置するために、譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号2は、議案第44号整理番号2で条件付き許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定を同様と考えます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 673.51 m²

譲受人は太陽光発電のための太陽光パネルを設置するために、譲渡人の農地に区分地上権を設定するものです。

整理番号3は、議案第44号整理番号3で条件付き許可となった事業と一体であり、本案件にかかる権利の設定を同様と考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 1,735 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）田 1,109 m²

譲受人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長	整理番号 1 から 3 について担当委員より調査結果の報告を求めます。
担当委員	説明いたします。こちら先ほどの 5 条の申請と同じように継続事業ということで、内容については、やむを得ないと思います。 以上です。
会長	整理番号 4 について担当委員より調査結果の報告を求めます
担当委員	農地法第 3 条の規定に基づく、許可申請について調査しましたので、報告します。 調査日は令和 8 年 3 月 1 日です。調査場所につきましては、現地で行いました。 申請行為について、現地にて申請者である譲受人本人が申請したものであり、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。譲渡人につきましては、電話で確認をいたしました。 権利の設定、移転等の内容につきましては、譲受人は専業農家で経営規模拡大のため、譲渡人は仕事の関係で農作業を継続できないことから、農地を買受けるための申請です。 効率的利用、取得する農地は自宅から車で 2 分程度の場所にあり、農業従事者は両親と譲受人夫婦計 4 名で両親、本人夫婦ともに 25 年以上の農業経験があります。農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、田植機および軽トラックを 2 台所有しております。現在所有する農地は、水稻と野菜が主であり、新たに取得する農地については、水田で水稻を耕作するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思います。 耕作管理計画、新たに取得する農地は水田であり、現在所有している農地とともに、今後続けて、耕作管理をするそうです。 転貸しは、ありません。 地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、周辺農地への影響が無いように耕作を行うそうです。 以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	整理番号 5 について担当委員より調査結果の報告を求めます
担当委員	調査日は令和 8 年 3 月 7 日です。譲渡人は自宅にて話をしました。 申請につきましては、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。 権利の設定、移転等の内容、譲受人は高齢で機械、機器等の操作が容易でなく、後継者である譲受人に贈与するものです。 効率的な利用、取得する農地は自宅から 1 km ほどで、車で 5 分ほどです。農業従事者は本人と子供 2 人の計 3 名で、本人は 35 年の経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラック 2 台、トラックを所有しております。現在所有する農地は、水田耕作を行っており、新たに取得する農地についても、水田として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も、効率的に耕作管理されると思われます。 耕作管理計画、新たに取得する農地は田として活用しており、今後も水稻を作付けする予定です。

転貸しは、ありません。

地域との調和、地域農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのこと
です。

以上です。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませ
んか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長

整理番号 1 から 3 については、先ほどの議案第 4 4 号整理番号 1 から 3 の事業と一体
のため、こちらも許可期間を 3 年間として許可してもよろしいでしょうか。

会長

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、許可期間 3 年間とする条件付きで決定いたします。

会長

整理番号 4 の採決になります。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続いて、整理番号 5 について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第 4 5 号 農業用施設証明願の決定について 事務局から説明お願いしま
す。

事務局

議案書の 8 ページをお願いします。

議案第 4 5 号 次のとおり、農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の規定による施設である
旨の証明願が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 8 年 3 月 1 2 日提出。

農業用施設証明願につきましては、先月の農業委員会総会でも議案としてあがりまし
たが、こちらについては、200 ㎡未満の農地に自己用の農業用倉庫などを設置する場合
は、農地転用許可が不要という取扱いがあります。農業委員会から許可不要の施設に該

当するという証明を発行するにあたり、今回議案として提出するものになります。

番号1（議案書の内容読み上げ） 畑 199.23 m²

農業用機械などを保管するため、農業用倉庫1棟を建設するものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

担当委員

調査日は令和8年2月28日です。調査場所は現地。

申請内容については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

建設理由については、近年の米事情により、米不足が懸念される中、自家米の生産を増やし、粳摺り及び精米までできる倉庫として、それに伴う農業機械、乾燥機、田植機、トラクター、コンバインなどを保管するために倉庫としたい。

周囲の影響、支障をする恐れはありません。

転貸しはありません。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画（案）について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお願いします。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和8年3月12日提出。

議案書10ページの議案第46号別紙資料 農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

ここで議案書の修正をお願いいたします。整理番号7については、耕作者変更のため、議決は必要としないので、斜線を引いてください。

議案書の12ページをお願いします。合計は28筆が26筆になります。合計面積は

22,964 m²、利用設定面積が 21,906 m²となります。修正をお願いいたします。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が 9 件で、合計面積は 21,906 m²、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号 1 ～ 5	(議案書の内容読み上げ)	20 筆	15,492 m ²
番号 6、8	(議案書の内容読み上げ)	2 筆	3,469 m ²
番号 9	(議案書の内容読み上げ)	2 筆	2,514 m ²
番号 10	(議案書の内容読み上げ)	2 筆	431 m ²

よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 栽培実績書について
2. 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見及び静岡県農業施策に関する要望について
3. 農業委員会活動記録簿のご案内
4. タブレットについて
5. 全国農業新聞記事 先進地活動事例(御殿場市)の紹介・協議について
6. 農業委員会親睦会会計の監査について
7. 農業会議情報の案内
8. 次回総会 4月13(月)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

全体を通じまして、何かございますでしょうか。

(農地パトロールに向け、事前の周知と、車の中に置ける「農地パトロール中」札の用意について要望あり)

事務局長

広報御殿場等で、放送を流して事前に周知させるようにしますので、よろしくお願いします。以上をもちまして、令和7年度第12回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 5 番 _____

議事録署名人 6 番 _____

